

(特定施設入居者生活介護事業所・介護予防特定施設入居者生活介護事業所)

重要事項説明書

1. 事業者の概要

事業者の名称	社会福祉法人 広島県同胞援護財団
主たる事務所の所在地	広島市中区大手町三丁目9番25号
代表者の氏名	理事長 伊達 清宜
設立年月日	昭和27年5月17日
連絡先	TEL(082)246-3200・FAX(082)248-6903
ホームページアドレス	https://www.dohen.or.jp/

2. 利用事業所

施設の名称	養護老人ホーム 千歳園
指定事業所番号	広島市指定 第3470206842号
施設の所在地	広島市西区山田新町二丁目7番2号
管理者	竹本 朋樹
開設年月日	平成18年10月1日
連絡先	TEL(082)272-5181・FAX(082)273-8795
実施しているその他の事業	養護老人ホーム・短期入所生活介護・特別養護老人ホーム 訪問介護事業所・居宅介護支援事業所

3. 事業所の目的と運営の方針

事業所の目的	当事業所は介護保険法令に基づき、要介護状態または要支援状態にある利用者に対し、指定一般型特定施設入居者生活介護および指定介護予防一般型特定施設入居者生活介護（以下「特定施設等」という）を適切に提供することを目的とします。
運営の方針	当事業所は、特定施設サービス計画または介護予防特定施設サービス計画（以下「特定施設等サービス計画」という）に基づき、施設内において必要な介護、日常生活上の支援、機能訓練および療養上の世話を一体的かつ適切に提供します。 これにより、利用者が要介護状態または要支援状態となった場合であっても、その有する能力に応じて自立した日常生活を継続できるよう支援します。 また、一般型特定施設等として包括的なサービス提供体制を整備し、安定的かつ継続的な事業運営に努めます。

4. 利用事業所の設備概要

指定一般型特定施設入居者生活介護事業所・指定介護予防一般型特定施設入居者生活介護事業所

敷地	2788.88㎡	
建物	構造	鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付4階建
	延床面積	3595.01㎡
利用定員	50名	

(1) 居室

指定一般型特定施設入居者生活介護事業所・指定介護予防一般型特定施設入居者生活介護事業所

居室の種類	室数	面積	1人あたり面積
1人部屋	20	12.48㎡	12.48㎡
2人部屋	15	16.96㎡	8.48㎡

(2) 主な設備

設備の種類	室数	面積	特色
食堂	1	118.46㎡	
一般浴室	1	26.06㎡	
医務室	1	24.62㎡	
便所	1階：1箇所 3階：共同2箇所 個室20箇所		個室には全室完備 ウォシュレット設備有
静養室	2	21.11㎡	

5. 主な職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
管理者	8：30～17：30	月に9日
生活相談員	8：30～17：30	月に9日
介護職員	日勤・早出・遅出・夜勤	月に9日
計画作成担当者	8：30～17：30	月に9日
看護職員	日勤・遅出	月に9日

<職員の職種・配置状況>

職種	職務の内容	人員
管理者	事業所の職員の管理、業務の実施状況の把握など運営全般を統括します。 また、運営規程の遵守を徹底するために必要な指揮命令を行います。	1名
生活相談員	利用者およびご家族からの相談に応じ、必要な助言や支援を行います。 また、関係機関との連携やサービス提供に関する調整を行い、利用者が安心して生活できるよう支援します。	1名以上
計画作成担当者	利用者の心身の状況や生活環境を踏まえて、特定施設等サービス計画を作成します。 また、サービス提供の状況に応じて計画の評価や見直しを行い、適切な支援が継続できるよう調整します。	1名
介護職員	特定施設サービス計画に基づき、食事・入浴・排せつなど日常生活上の介護を行います。 また、利用者の心身の状態を観察し、変化があった場合には速やかに関係職員へ報告・連絡し、適切な支援につなげます。	10名以上 <small>基準：入居者3名に対し1名以上</small>
看護職員	利用者の健康管理、服薬管理、医療的処置を行い、主治医や医療機関と連携して適切な健康管理に努めます。また、介護職員と協力し、安全で安心できるサービス提供を支援します。	1名以上 (機能訓練指導員と兼務)
機能訓練指導員	利用者の心身機能の維持・向上を目的として、日常生活に必要な機能の低下を防ぐための機能訓練を計画し、実施します。必要に応じて訓練内容の評価や見直しも行います。	1名 (看護職員と兼務)
安全対策担当者	事故の発生および再発防止のための体制を整備し、事故発生時の対応や再発防止策の検討を行います。 また、事故防止委員会の運営や職員への周知・研修を行い、安全なサービス提供に努めます。	1名 (相談員と兼務)

6. 施設サービスの概要

(1) 基本サービス

①特定施設サービス計画の作成

利用者の心身の状況や意向を踏まえ、目標・達成時期・サービス内容等をまとめた特定施設サービス計画を作成し、必要に応じて見直します。

②利用者の安否確認

職員が日常的に利用者の心身の状況や生活の様子を確認し、安全に生活できるよう安否確認を行います。

③生活相談等

生活相談員を中心に、日常生活に関する相談に応じ、必要な助言や支援を行います。

(2) 介護保険給付によるサービス

特定施設等サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事などの日常生活上の介護、機能訓練、療養上の世話、その他の日常生活支援を提供します。

サービスの種別	内 容
入浴	<ul style="list-style-type: none">・週2回の入浴または清拭を行います。・利用者の状態に応じて入浴介助を行い、衛生保持と自立支援に努めます。
食事	<ul style="list-style-type: none">・栄養士の献立に基づき、栄養状態・身体状況を考慮した食事を提供します。・利用者の状態に応じて食事介助を行い、食事の自立を支援します。 (食事時間) 朝食 7:40～ 8:30 昼食 11:40～ 12:30 夕食 17:40～ 18:30
排せつ	<ul style="list-style-type: none">・利用者の状態に応じて排せつ介助を行い、排せつの自立に向けた支援を行います。
離床、整容	<ul style="list-style-type: none">・寝たきり防止のため、可能な限り離床を促します。・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行えるよう支援します。
機能訓練	<ul style="list-style-type: none">・理学療法士の指導により機能訓練指導員や介護職員が利用者の状況に応じた機能訓練を行い、生活機能の維持・改善に努めます。
健康管理	<ul style="list-style-type: none">・心身の状態を日常的に観察し、健康管理に努めます。・必要に応じて主治医や協力医療機関、家族等に連絡し、適切な対応を行います。

(3) 利用料金 <介護保険給付対象のサービス>

① 基本サービス利用料(1日あたり)

※1単位は10,45円

介護区分	基本単位	利用料	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	183	1,912円	191円	382円	573円
要支援2	313	3,270円	327円	654円	981円
要介護1	542	5,663円	566円	1,132円	1,699円
要介護2	609	6,364円	636円	1,272円	1,909円
要介護3	679	7,095円	709円	1,419円	2,128円
要介護4	744	7,774円	777円	1,554円	2,332円
要介護5	813	8,495円	849円	1,699円	2,548円

② 加算料金

※1単位は10,45円

加算項目	基本単位	利用料	利用者負担額			算定回数等	
			1割負担	2割負担	3割負担		
夜間看護体制加算Ⅱ	9	94円	9円	18円	28円	1日につき/要介護者のみ	
協力医療機関連携加算	100	1,045円	104円	209円	313円	1月につき	
退院・退所時連携加算	30	313円	31円	62円	94円	1日につき	
退居時情報提供加算	250	2,612円	261円	522円	783円	退居時	
科学的介護推進体制加算	40	418円	41円	83円	125円	1月につき	
看取り介護加算Ⅰ	1	72	752円	75円	150円	225円	死亡日以前31日以上、45日以下
	2	144	1,504円	150円	300円	451円	死亡日以前4日以上、30日以下
	3	680	7,106円	710円	1,421円	2,131円	死亡日の前日及び前々日
	4	1280	13,376円	1,337円	2,675円	4,012円	死亡日
認知症専門ケア加算Ⅰ	3	31円	3円	6円	9円	1日につき	
認知症専門ケア加算Ⅱ	4	41円	4円	8円	12円	1日につき	
サービス提供体制強化加算Ⅰ※	22	229円	22円	45円	68円	1日につき	
サービス提供体制強化加算Ⅱ	18	188円	18円	37円	56円	1日につき	
口腔・栄養スクリーニング加算	20	209円	21円	42円	63円	1回につき	
生産性向上推進体制加算Ⅰ	100	1,045円	104円	209円	313円	1月につき	
生産性向上推進体制加算Ⅱ※	10	104円	11円	21円	32円	1月につき	
介護職員等処遇改善加算Ⅰ口※	所定単位数 ×15.9%	左記の単位数 ×10.45円	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	所定単位数(基本サービス 費に各種加算を加えた総単 位数)	

身体拘束廃止未実施減算	以下の4つのうち1つでも実施していない場合に減算されます。 ①身体拘束を行った場合の記録 ②身体拘束適正化委員会の開催 ③身体拘束適正化の指針の作成 ④身体拘束適正化の研修の実施
高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の発生またはその再発防止のための措置が講じられていない場合に減算されます。
業務継続計画未策定減算	感染症や災害時にサービスを継続するための計画(BCP)を策定していない場合に減算されます。

加算についての説明

加算名	説明等
夜間看護体制加算Ⅱ	以下の要件を満たしている場合 ①1名以上の常勤看護師を配置している ②施設の看護職員により、または病院・診療所・訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24時間の連絡体制を確保している ③重度化した場合における対応に係わる指針を定め、利用者または家族等に対して当該指針の内容を説明し、同意を得ている
協力医療機関連携加算	入所者等の病状が急変した場合等において、入院を要すると認められた入所者等の入院を原則として受け入れる体制を確保していること
退院・退所時連携加算	退院または退所にあたって、当該医療提供施設の職員と面談等を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、一般型特定施設サービス計画等を作成し、サービスの調整を行った場合
退居時情報提供加算	医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、当該入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入所者等1人につき1回に限り算定
科学的介護推進体制加算	①入所者・利用者ごとの心身の状況等の基本的な情報を厚生労働省（LIFE）に提出していること ②サービスの提供にあたって、①に規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること
看取り介護加算	医師が医学的見地から回復の見込みがないと診断した入所者に対し、医師、看護職員、介護職員等が共同して、本人や家族に説明しながら、その人らしさを尊重しながら看取りの支援を行った場合
認知症専門ケア加算Ⅰ、Ⅱ	都道府県知事に届け出た指定特定施設が専門的な認知症ケアを行った場合
サービス提供体制強化加算Ⅰ ※	介護職員のうち、介護福祉士が70%以上、または、勤続10年以上の介護福祉士が25%以上のいずれかに該当し、サービスの質の向上に資する取組を実施している
サービス提供体制強化加算Ⅱ	介護職員のうち、介護福祉士が60%以上であること
口腔・栄養スクリーニング加算	利用開始時および利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、利用者の口腔の健康状態に関する情報を担当する介護支援専門員に提供している 利用開始時および利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、利用者の栄養状態に関する情報を担当する介護支援専門員に提供している
生産性向上推進体制加算Ⅰ	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、見守り機器等のテクノロジーを3種類（①見守り機器、②インカム等、③介護記録ソフト等）すべて導入し、生産性向上ガイドラインの内容に基づいた業務改善を継続的に行う
生産性向上推進体制加算Ⅱ ※	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上（①見守り機器、②インカム等、③介護記録ソフト等）導入し、生産性向上ガイドラインの内容に基づいた業務改善を継続的に行う
介護職員等処遇改善加算Ⅰ ※	厚生労働大臣の認める基準に適合し、キャリアパス要件、月額賃金改善要件、職場環境等の要件を満たしている場合

※現在取得している加算項目です。加算料金等については、介護保険法、厚生労働省からの通則等を遵守し加算します。

(4) 介護保険給付対象外のサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

① 支給限度額を超えての介護サービスの利用

一般型特定施設入所者生活介護費の支給限度額を超えてサービスを利用した場合、超過分は全額自己負担となります。

介護度	支給限度額 (単位)
要支援1	5,032単位
要支援2	10,531単位
要介護1	16,355単位
要介護2	18,362単位
要介護3	20,490単位
要介護4	22,435単位
要介護5	24,533単位

※予防給付(要支援1・2)は、居宅サービス区分支給限度額と同じです。

② 美容

美容師の出張による美容サービスを利用できます。

利用料金：実費

③ 日常生活用品の購入費

オムツ代など、日常生活に必要な物品の購入費で利用者に負担いただくことが適当なものは実費となります。

④ 入居者の希望により提供される、日常生活上の便宜に要する費用

⑤ 医療機関受診時の特別付き添い

利用者が医療機関を受診する際には、本人又は家族による受診を基本としています。

ただし、心身の状況等により本人又は家族による対応が困難な場合には、施設が必要な範囲で受診に係る支援(受診手続、診察時の付き添い等)を行います。

協力医療機関への受診については、通常の業務の範囲で行う受診付き添いとして介護保険サービスに含まれるため、追加料金は発生しません。

一方、協力医療機関以外の医療機関への受診については、通常の業務の範囲を

超えるものとして、事前にご説明のうえ、交通費その他の実費をご負担いただきます。

また、次のような場合も特別な付き添いとなり、実費をご負担いただきます。

- ・長時間の受診(目安：2時間以上)
- ・遠方受診
- ・複数医療機関の受診
- ・職員2名以上の対応が必要な場合
- ・夜間・休日の受診
- ・その他、通常の業務の範囲を超えると施設が判断した場合

【費用】

- ・交通費(タクシー代、公共交通機関、自家用車使用時20円/km)
- ・職員付き添い費用(500円/30分) ※設定する場合
- ・その他、医療機関から請求される実費

(5) 利用料金のお支払い方法

前記の自己負担に係る料金・費用は月末に計算し、翌月25日に預り通帳から払い戻しします。尚、現金払いについては請求書到着後、月末までにお支払いいただきます。

(6) 利用料が減額となる制度

高額介護サービス費 (※要介護1～5の方のみ)	世帯の1ヶ月の在宅サービスや施設サービスにかかる1割の利用者負担額の合計が所得区分に応じた上限額を超えた場合に、超えた金額が高額介護サービス費として介護保険から支給されます。
介護保険サービス利用者負担加算	本人の経済状況が他入所者と比較し、不合理であると市長が認める場合は収入に応じて市から補助を受けることができます。

7. 事故発生時の対応について

- (1) 当施設では、サービスの提供により事故が発生した場合は、すみやかに県、市町村、身元引受人に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、事故の状況及び事故に際してとった処置を記録します。
- (2) 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

8. 苦情等申立窓口

利用者相談窓口	受付時間	8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0 日曜・祝祭日及び年末年始は除く
【苦情受付担当者】 千歳園 副施設長 高松 貴宏 【苦情解決責任者】 千歳園 施設長 竹本 朋樹 【第三者委員】 伊藤 唯道 (連絡先) 082-241-7076 林 誠 (連絡先) 090-4106-8550	連絡先	電話 (082) 272-5181 場所 養護老人ホーム千歳園
	苦情対応の手順	<p>(1) 苦情の受付</p> <p>苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。</p> <p>(2) 苦情受付の報告・確認</p> <p>苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告いたします。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して報告を受けた旨を通知します。</p> <p>(3) 苦情解決のための話し合い</p> <p>苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。なお、第三者委員の立ち会いによる話し合いは、次により行います。</p> <p>ア. 第三者委員による苦情内容の確認 イ. 第三者委員による解決案の調整 ウ. 話し合いの結果や改善事項等の確認</p> <p>(4) 都道府県「運営適正化委員会」の紹介（介護保険事業者は国保連、市町村も紹介）</p> <p>本事業者で解決できない苦情は、広島県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てることができます。</p>
広島市安佐北区厚生部福祉課高齢介護係	電話	(082) 819-0621
広島県国民健康保険団体連合会介護保険課	電話	(082) 554-0783
社会福祉協議会広島県福祉サービス運営適正化委員会	電話	(082) 254-3419

9. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

第三者評価の実施状況	平成13年11月27日 実施
------------	----------------

10. 協力医療機関

医療機関の名称	広島中央保健生協共同組合 福島生協病院
院長名	北口 浩
所在地	広島市西区都町44盤7号
電話番号	(082) 292-3171

11. 協力歯科医療機関

医療機関の名称	桂歯科医院
院長名	桂 和之
所在地	広島市佐伯区隅の浜三丁目9番1号
電話番号	(082) 925-6025

12. 非常災害時の対策

災害時の対応	非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を整えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめBCP（事業継続計画）、消防計画を作成しています。																
近隣との協力関係	自治会と近隣防災協定を締結し、非常時の相互の応援を約束しています。																
平常時の訓練	BCP（事業継続計画）、消防計画に則り、年2回以上夜間及び昼間を想定した避難訓練を利用者の方も参加して実施します。																
防災設備	<table border="0"> <tr> <td>避難階段</td> <td>非常警報設備</td> </tr> <tr> <td>避難口（非常口）</td> <td>避難器具</td> </tr> <tr> <td>防火戸・防火シャッター</td> <td>誘導灯及び誘導標識</td> </tr> <tr> <td>屋内消火栓設備</td> <td>防火用水</td> </tr> <tr> <td>屋外消火栓設備</td> <td>非常用電源設備</td> </tr> <tr> <td>スプリンクラー設備</td> <td>消火器具</td> </tr> <tr> <td>自動火災報知設備</td> <td>防火カーテン</td> </tr> <tr> <td>非常通報設備</td> <td></td> </tr> </table>	避難階段	非常警報設備	避難口（非常口）	避難器具	防火戸・防火シャッター	誘導灯及び誘導標識	屋内消火栓設備	防火用水	屋外消火栓設備	非常用電源設備	スプリンクラー設備	消火器具	自動火災報知設備	防火カーテン	非常通報設備	
避難階段	非常警報設備																
避難口（非常口）	避難器具																
防火戸・防火シャッター	誘導灯及び誘導標識																
屋内消火栓設備	防火用水																
屋外消火栓設備	非常用電源設備																
スプリンクラー設備	消火器具																
自動火災報知設備	防火カーテン																
非常通報設備																	
消防計画等	広島市西消防署への届出日 令和 8年 4月 1日 防火管理者 竹本 朋樹																

13. 留意事項

来訪・面会	面会時間 8：00～20：00 来訪者は面会時間を遵守し、必ず面会カードに記入をお願いします。
外出・外泊	外出・外泊の際には必ず行先と帰宅日時を職員に申し出てください。
居室・設備器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従って利用ください。これに反した利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	喫煙は指定の喫煙場所をお願いします。医師の指示の下、喫煙・飲酒をお控えいただく場合があります。
集団生活	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の利用者の居室等に立ち入らないようにしてください。
所持品の管理	利用時の所持品については、記名をお願いします。
現金等の管理	原則、当施設において現金の管理は行いません。
禁止事項	<p>下記の行為を禁止します。</p> <p>①ハラスメント、暴行、脅迫、ひどい暴言、著しく不当な要求等の著しい迷惑行為</p> <p>②ガソリン・灯油・ライター等の爆発・火災につながる危険物、スタンガン・クロスボウ・包丁・ナイフ等の殺傷につながる危険物、有毒ガス等の危険性刺激物の施設内への持ち込み</p> <p>③施設内で見聞きした個人情報の外部への流出</p> <p>④施設内のペットの持ち込み及び飼育</p> <p>⑤施設内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動</p>